

公の施設の指定管理者における業務状況評価【平成19年度】

平成20年9月4日

施設の名称	①高知市障害者福祉センター ②高知市東部健康福祉センター ③高知市南部健康福祉センター ④高知市土佐山健康福祉センター		
指定管理者名	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	所管課	元氣いきがい課
指定期間	H18.4.1 ~ H21.3.31		
施設所在地	①高知市旭町二丁目21番地6 ②高知市葛島四丁目3番3号 ③高知市百石町三丁目1番30号 ④高知市土佐山桑尾1842番地2		

1 施設の概要

事業内容	(1) 施設の利用に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・使用の許可 ・使用の制限 ・許可の取消し等 ・その他利用許可に関する業務
	(2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) 管理運営のための体制の整備に関すること (4) 利用料金に関すること (5) 利用者の安全の確保に関すること (6) 個人情報保護に関すること (7) 情報公開に関すること (8) 業務報告に関すること (9) その他管理運営に関し必要な業務

施設内容

名称	高知市障害者福祉センター	高知市東部健康福祉センター	高知市南部健康福祉センター	高知市土佐山健康福祉センター
構造	鉄筋コンクリート造り3階建	鉄筋コンクリート造り4階建	鉄筋コンクリート造り2階建	鉄筋コンクリート造り平屋建
敷地面積	1243.22㎡	3,341.53㎡	7,522㎡	9,586㎡
延床面積	1344.44㎡	2,425.56㎡	3,004.47㎡	1,062㎡
付属建物	-	自転車置場(23.46㎡), 車庫(19.20㎡), 倉庫(3.68㎡)	自転車置場(119.47㎡)	-
施設概要	身体障害者通所授産施設, 身体障害者福祉センターB型(大研修室, 機能訓練室, 作業室, 料理実習室, 図書談話室, 相談室), 集会室, 駐車場等	高齢者デイサービスセンター, 精神障害者地域生活支援センター, 知的障害者地域生活支援センター, 身体障害者デイサービスセンター, 栄養実習室, 研修室, 集会室A, 集会室B, 教養室A, 教養室B, 娯楽室, 駐車場等	身体障害者デイサービスセンター, 老人憩所, 喫茶ひまわり, 栄養実習室, 教養室A, 教養室B, 教養室C, 教養室D, 和室A, 和室B, 和室C, 和室D, 音楽室, ホールA, ホールB, ホールC等	高齢者デイサービスセンター, 在宅介護支援センター, 多目的ホール等
開館時間	午前9時から午後9時まで 水曜日は午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで 一部午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで 一部午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
休館日	火曜日, 祝日, 12/29~1/3	火曜日, 祝日, 12/29~1/3	火曜日, 祝日, 12/29~1/3	土, 日曜日, 祝日, 12/29~1/3

● 利用料金

・ 高知市障害者福祉センター

施設名 集会所	時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		2,150円	2,860円	2,860円

・高知市東部健康福祉センター

時間 区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	円	円	円
栄養実習室	3,200	4,270	4,270
研修室	1,950	2,600	2,600
集会室A	4,280	5,710	5,710
集会室B	3,860	5,150	5,150
教養室A	1,110	1,480	1,480
教養室B	1,360	1,820	1,820

・高知市南部健康福祉センター

時間 区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	円	円	円
栄養実習室	2,640	3,520	3,520
教養室A	1,300	1,730	1,730
教養室B	1,570	2,100	2,100
教養室C	800	1,070	1,070
教養室D	800	1,070	1,070
和室A	680	910	910
和室B	680	910	910
和室C	680	910	910
和室D	680	910	910
音楽室	1,710	2,280	2,280
ホールA	6,870	9,160	9,160
ホールB	2,920	3,900	3,900
ホールC	2,920	3,900	3,900

・高知市土佐山健康福祉センター

区分	単位	利用料金	備考
多目的ホール	1回につき3時間以内	2,000円	使用時間が3時間を超える場合にあっては、当該を超える時間の1時間までごとに100円を加算する。

職員体制

・高知市障害者福祉センター	事務職員: 1人	管理人: 1人	合計: 2人
・高知市東部健康福祉センター	施設管理者: 1人	事務職員: 1人	合計: 2人
・高知市南部健康福祉センター	施設管理者: 1人	事務職員: 1人	合計: 2人
・高知市土佐山健康福祉センター	施設管理者: 1人		合計: 1人

2 収支の状況

単位:千円

・高知市障害者福祉センター

		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
収入	指定管理料	9,993	10,890	11,411
	使用料・手数料・利用料金	3	3	9
	その他	10	1,012	5
	収入計	10,006	11,905	11,425
支出	管理運営費	5,205	7,194	7,065
	人件費	4,304	4,289	4,360
	支出計	9,509	11,483	11,425

・高知市東部健康福祉センター

		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
収入	指定管理料	21,248	21,425	18,747
	使用料・手数料・利用料金	409	403	360
	その他	10	19	10
	収入計	21,667	21,847	19,117
支出	管理運営費	14,876	14,227	12,091
	人件費	6,711	6,681	7,026
	支出計	21,587	20,908	19,117

・高知市南部健康福祉センター

		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
収入	指定管理料	21,680	21,314	21,097
	使用料・手数料・利用料金	140	181	160
	その他	23	25	10
	収入計	21,843	21,520	21,267
支出	管理運営費	13,484	14,204	14,638
	人件費	6,444	6,681	6,629
	支出計	19,928	20,885	21,267

・高知市土佐山健康福祉センター

		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
収入	指定管理料	6,936	6,750	7,675
	使用料・手数料・利用料金			
	その他	1	896	5
	収入計	6,937	7,646	7,680
支出	管理運営費	2,034	2,887	2,819
	人件費	4,719	4,718	4,861
	支出計	6,753	7,605	7,680

・4施設合計

		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
収入	指定管理料	59,857	60,379	58,930
	使用料・手数料・利用料金	552	587	529
	その他	44	1,952	30
	収入計	60,453	62,918	59,489
支出	管理運営費	35,599	38,512	36,613
	人件費	22,178	22,369	22,876
	支出計	57,777	60,881	59,489

3 利用状況

	17年度(実績)	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(目標)
①年間利用者数(合計)	128,422	135,222	143,268	—
・高知市東部健康福祉センター	39,777	42,816	48,884	—
・高知市南部健康福祉センター	81,175	83,475	83,449	—
・高知市障害者福祉センター	7,470	8,931	10,935	—
・高知市土佐山健康福祉センター	0	2(団体数)	154	—
②利用者意見等の反映	<ul style="list-style-type: none"> 各施設とも、利用者の意見・苦情等を収集する体制が確保できており、寄せられた意見・苦情等に対して、誠実に対応している。 東部健康福祉センター及び障害者福祉センターについては、地域の団体等で構成される運営委員会を実施しており、そこで寄せられた意見等を施設の管理運営に反映させ、地域に密着したよりよい施設運営に努めている。 			
③その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 4施設のセンター長が定期的集まり、センター長会を実施しており、施設運営に関する問題事項を各センターで共有し、よりよい施設運営に努めている。 			

4 平成19年度業務評価

項目	状況説明
①適正な管理運営の確保 (運営方法が、市民等の平等な利用を確保することが出来ているか。)	<ul style="list-style-type: none"> 基本協定及び事業計画書に基づき適正に管理運営されている。 利用者への対応、安全管理体制も整っている。 施設の清掃、設備点検等も年間を通し適正にされている。 各施設の条例及び施行規則に基づき、市民の平等な利用について、適正に行われている。
②利用者サービスの維持向上 (設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行えているか。)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入により、利用料金制度になったことから、利用者が施設窓口で直接利用料を支払うことができるようになり、利用者の利便性が向上した。 障害者福祉センターでは、職員が定期的に施設周辺の清掃を行っており、利用者サービスの向上に努めるとともに地域への貢献にも取り組んでいる。
③利用実績 (設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行えているか。)	<ul style="list-style-type: none"> 各施設とも利用者数が増加しており、利用者サービスの向上に努めた成果であると評価できる。
④収支状況 (施設の管理経費の縮減が図られているか。)	<ul style="list-style-type: none"> 東部健康福祉センター以外のセンターについては、支出が前年度より増加している。これは、施設の老朽化による修繕費が増加したことが要因である。しかしながら、予算額より支出額が大きく下回っている点で経費削減の努力がされていると認められる。
総合評価	<p style="text-align: center;">4</p> <p>協定書や平成19年度事業計画書に基づき管理運営がされてるとともに、利用促進のためのサービス向上にも取り組んであり、適正な管理運営がされていると認められる。</p>

● 総合評価については、下記のとおりです。

- 5: 仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、非常に優れた管理運営が行われたもの
- 4: 仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
- 3: おおむね仕様書及び事業計画書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
- 2: 仕様書及び事業計画書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
- 1: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの